

千葉市大規模小売店舗立地法施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)、大規模小売店舗立地法施行令(平成10年政令第327号)及び大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(新設等に係る事前協議)

第2条 市長は、法第5条第1項又は法第6条第2項の規定による届出をしようとする者に対し、法第4条第1項の規定により経済産業大臣が定める指針に掲げる事項に関し市長とあらかじめ協議を行うよう求めるものとする。

2 法第5条第1項の規定による届出又は法第6条第2項の規定による届出のうち次に掲げる事項の届出を行う者は、出店準備計画書(様式第1号。以下「出店準備計画書」という。)を市長に提出するものとする。

(1) 1,000㎡を超えて店舗面積を増加させる場合

(2) その他市長が必要と認める場合

3 市長は、前項の規定により出店準備計画書の提出があった場合であって、当該大規模小売店舗がその敷地の境界から1km以内の範囲に他の市町村の区域が含まれるもの(以下「広域案件」という。)であるときは、当該出店準備計画書の副本を千葉県及び当該市町村に送付するものとする。

(変更の届出)

第3条 法第6条第1項の規定による届出は、当該変更があった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。

(軽微な変更の承認)

第4条 施行規則第8条の規定による承認を受けようとする者は、軽微変更適用申請書(様式第2号。以下「軽微変更適用申請書」という。)に当該変更が軽微であることを証する資料を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による軽微変更適用申請書の提出があった場合においては、その可否を決定し、その結果を軽微変更適用承認(不承認)通知書(様式第3号)により届出者に通知するものとする。

(説明会の開催)

第5条 法第7条第1項の規定による説明会（以下「説明会」という。）は、日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に1回以上開催するものとする。

2 説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。）は、あらかじめ、説明会開催計画書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

3 説明会開催者は、説明会に参加した者に対し、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について、法第5条第3項の規定による公告の日から4月以内に法第8条第2項の意見書を本市に提出できることを周知するものとする。

（説明会を開催する回数の特例）

第6条 施行規則第11条第1項ただし書の規定により相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

（1）当該大規模小売店舗の店舗面積の合計が6,000㎡を超えるとき。

（2）当該大規模小売店舗が広域案件であるとき。

（3）当該大規模小売店舗が22時から翌日6時までの時間帯において営業又は荷さばきその他の営業に付随する活動を行うとき。

（4）当該大規模小売店舗の所在地について都市計画法（昭和43年法律第100号）

第2章の規定により定められた用途地域が商業地域及び近隣商業地域以外のものであるとき。

（5）前各号に定める場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 施行規則第11条第1項ただし書の規定による説明会を開催する回数の指定は、説明会開催回数指示書（様式第5号）により行うものとする。

（説明会を開催する必要がある旨の承認）

第7条 施行規則第11条第2項の規定による承認を受けようとする者は、説明会開催免除適用申請書（様式第6号。以下「説明会開催免除適用申請書」という。）に説明会を開催する必要があることを証する資料を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による説明会開催免除適用申請書の提出があった場合においては、可否を決定し、その結果を説明会開催免除承認（不承認）通知書（様式第7号）により届出者に通知するものとする。

（説明会の開催の公告）

第8条 施行規則第12条第2号に規定する公告の方法は、千葉市全域において購読されている時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の3紙に掲載することにより行うものとする。

2 施行規則第12条第3号に規定する適切と認める方法とは、届出に係る大規模小売店舗の敷地の境界から半径1kmの範囲に対して、前項に規定する日刊新聞紙の3紙への折り込みチラシやチラシの全戸配布とし、多くの住民に周知が図られる方法により行うものとする。

3 市長は、説明会開催者に対し、法第7条第2項の規定により公告する場合においては、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項も公告するよう求めるものとする。

- (1) 当該大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 当該大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
- (4) 新設し、又は変更しようとする日
- (5) 店舗面積の合計
- (6) 開店時刻及び閉店時刻
- (7) 駐車場及び駐輪場の収容台数
- (8) 主な販売品目

4 市長は、説明会開催者に対し、法第7条第2項及び前項に規定する事項を表示した標識（様式第8号）を大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に設置するよう求めるものとする。

（説明会を開催することができない旨の承認）

第9条 施行規則第13条第1項の規定による承認を受けようとする者は、説明会開催不能報告書（様式第9号。以下「説明会開催不能報告書」という。）に当該事由が存することを証する資料を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による説明会開催不能報告書の提出があった場合においては、その可否を決定し、その結果を説明会開催不能承認（不承認）通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

3 前条第1項の規定は、法第7条第4項の規定による周知について準用する。

（説明会実施状況報告書）

第10条 市長は、法第7条第2項の規定による公告をした説明会を開催した説明会開催者

に対し、説明会実施状況報告書（様式第 1 1 号）を提出するよう求めるものとする。

（法第 8 条第 2 項の意見書）

第 1 1 条 法第 8 条第 2 項の意見書（以下「意見書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名
- （2）意見書の対象の大規模小売店舗の名称及び所在地
- （3）意見の内容

2 意見書は、経済農政局経済部産業支援課に、持参、郵送その他市長が適当と認める方法により提出するものとする。

3 市長は、提出された意見書が個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められる場合においては、その全部又は一部について、法第 8 条第 3 項の規定による公告及び縦覧を行わないものとすることができる。

（市の意見）

第 1 2 条 市長は、法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 2 項の規定による届出のうち次に掲げる事項の届出があった場合においては、意見書の提出があったときは法第 5 条第 3 項又は法第 6 条第 3 項の公告の日から 1 月が経過した日以後に、意見書の提出がなかったときは法第 5 条第 3 項の公告の日から 4 月が経過した日以後に千葉市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の審議を経て、法第 8 条第 4 項の意見の有無及び意見を述べるときはその内容を決定するものとする。

- （1）1, 0 0 0 m²を超えて店舗面積を増加させる場合
- （2）その他市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の規定により法第 8 条第 4 項の意見の有無及び意見を述べるときはその案を審議会に付議しようとする場合においては、意見書又は同条第 3 項の規定により公告した意見の概要を審議会に提出しなければならない。

3 法第 8 条第 4 項の意見を述べる書面は大規模小売店舗の届出に関する意見（通知）（様式第 1 2 号）とし、同項の規定による意見を有しない旨の通知は大規模小売店舗の届出に関する意見について（通知）（様式第 1 3 号）により行うものとする。

（市の意見に対する届出事項の変更に係る事前協議）

第 1 3 条 市長は、法第 8 条第 7 項の規定による届出をしようとする者に対し、当該変更に関し市長とあらかじめ協議を行うよう求めるものとする。

2 前項の規定により市長と協議を行う者は、届出事項変更協議書（様式第14号。以下「届出事項変更協議書」という。）を市長に提出するものとする。

（市の意見に対する添付書類記載事項のみの変更）

第14条 法第8条第4項の規定により意見が述べられた場合で施行規則第4条各号に掲げる事項のみを変更する者は、添付書類記載事項変更届出書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により提出された添付書類記載事項変更届出書は、これを法第8条第7項の規定による通知とみなす。

（市の意見に対する変更しない旨の通知）

第15条 法第8条第7項の規定による通知は、届出事項を変更しない旨の通知書（様式第16号）により行うものとする。

（勧告及び不勧告）

第16条 市長は、法第8条第7項の規定による届出又は通知があった場合は、法第9条第1項の規定による勧告について、審議会の意見を聴かなければならない。

2 法第9条第1項の規定による勧告は、大規模小売店舗の届出に対する勧告（通知）（様式第17号）により行うものとする。

3 市長は、法第9条第1項の規定による勧告を行わない場合においては、大規模小売店舗の届出に対する勧告について（通知）（様式第18号）によりその旨を当該届出又は通知を行った者に通知するものとする。

（市の勧告に対する届出事項の変更に係る事前協議）

第17条 市長は、法第9条第4項の規定による届出をしようとする者に対し、当該必要な変更に関し市長とあらかじめ協議を行うよう求めるものとする。

2 前項の規定により市長と協議を行う者は、勧告事項変更協議書（様式第19号）を市長に提出するものとする。

（市の勧告に対する添付書類記載事項のみの変更）

第18条 法第9条第1項の規定による勧告が行われた場合で施行規則第4条各号に掲げる事項のみを変更する者は、添付書類記載事項変更届出書（様式第20号）を市長に提出するものとする。

（市の勧告を適正に反映している旨の通知）

第19条 市長は、法第9条第4項の規定による届出の内容が当該勧告を適正に反映してい

るものであると認める場合においては、当該届出者に対して、大規模小売店舗の届出に対する勧告について（通知）（様式第21号）により、その旨を通知するものとする。

（公表）

第20条 市長は、法第9条第7項の規定による公表を行おうとする場合においては、当該勧告に係る届出をした者に対して、あらかじめ、その旨を告知し、書面による弁明の機会を与えるものとする。

2 法第9条第7項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

（1）当該大規模小売店舗の名称及び所在地

（2）当該大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

（3）公表の理由

（新設等に係る報告）

第21条 市長は、法第5条第1項又は法第6条第2項の規定による届出を行った者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の新設又は変更を行ったときは大規模小売店舗の新設（変更）報告書（様式第22号）を市長に提出するよう求めるものとする。

（縦覧の場所）

第22条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第8条第3項及び法第8条第6項の規定による縦覧は、次の各号に掲げる場所で行うものとする。

（1）市役所

（2）当該大規模小売店舗の所在地を所管する区の区役所（法第6条第1項の規定による届出の場合を除く。）

（3）前2号に掲げる場所のほか、市長が特に必要と認める場所

（提出部数）

第23条 次の各号に掲げる書類及びこれらの添付書類の提出部数は、それぞれ当該各号に定める部数とする。

（1）出店準備計画書、大規模小売店舗届出書（法様式第1）、変更届出書（法様式第3）、大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書（法様式第8）、届出事項変更協議書、勧告事項変更協議書及び届出事項変更届出書（法様式第6）、正本1部及び副本29部（当該大規模小売店舗が広域案件であるときは、当該市町村の数に30を加えた部

数)

(2) 変更届出書(法様式第2)、正本1部及び副本10部(当該大規模小売店舗が広域案件であるときは、当該市町村の数に11を加えた部数)

(補則)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済農政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第7条の規定は、同年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。